

地域観光の振興について

1 旅行業登録制度について

- ・ 旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等を行うこと）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。
- ・ 旅行業の登録を受けるには、営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、一定の財産的基礎（基準資産）を有することが必要である。
- ・ また、旅行者（消費者）の債権保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への弁済業務保証金分担金の納付が義務づけられている。
- ・ 旅行業者の種別は3種類あり、それぞれ業務範囲が決められており、種別ごとに、必要な基準資産、営業保証金等も定められている。

（旅行業の種別）

- ・ 第1種旅行業（長官登録）～全ての旅行業務が可能
- ・ 第2種旅行業（知事登録）～海外の募集型企画旅行を除く旅行業務
- ・ 第3種旅行業（知事登録）～受注型企画旅行、海外・国内の手配旅行、他社代売
※平成19年5月の制度改正により、第3種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取り扱い可能となった。（ただし、旅行代金は、申込金（旅行代金の20%以内）を除き、旅行開始日より前に受け取ってはならないとされている）

（基準資産）

- ・ 登録・更新の際に必要な基準資産額
第1種：3,000万円 第2種：700万円 第3種：300万円

（営業保証金）

- ・ 新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
第1種：7,000万円 第2種：1,100万円 第3種：300万円

2 レンタカーによる旅客運送について

- ・ 道路運送法では、有償で旅客の運送を行う場合は、国土交通大臣から一般旅客自動車運送業の許可を受けなければならない。
- ・ レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客輸送は認められていない。（法令上認められている「自家用有償旅客運送」は、市町村運営有償運送、過疎地有償運送、福祉有償運送の3種のみ）

■旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

- 一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
- 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
- 六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- 九 旅行に関する相談に応ずる行為

第二章 旅行業等

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。（中略）

- 四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別

（以下、略）

(営業保証金の供託)

第七条 旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。

(営業保証金の額等)

第八条 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（中略）に応じ、第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

(旅行業務取扱管理者の選任)

第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2～4 略

5 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

- 一 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
- 二 前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

(都道府県が処理する事務)

第二十四条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

■旅行業法施行令（昭和四十六年十一月五日政令第三百三十八号）

(都道府県が処理する事務)

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（中略）に関する法第二章（中略）に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

■旅行業法施行規則（昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号）

（新規登録及び更新登録の申請手続き）

第一条 旅行業法第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。

- 一 業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 国土交通大臣
- 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

（業務の範囲）

第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

- 一 第一種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。）
- 二 第二種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行の実施に係るもの以外のもの）
- 三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣の定める区域内において実施されるものであって、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の20％に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

（財産的基礎）

第三条 法第六条第一項第八号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

- 一 登録の業務範囲が第一種旅行業務である旅行業（以下「第一種旅行業」という。）を営もうとする者 三千万円
- 二 登録の業務範囲が第二種旅行業務である旅行業（以下「第二種旅行業」という。）を営もうとする者 七百万円
- 三 登録の業務範囲が第三種旅行業務である旅行業（以下「第三種旅行業」という。）を営もうとする者 三百万円

（営業保証金の額）

第七条 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。

（別表 略）

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号 の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）

二 特定非営利活動促進法第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項 に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ 身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者

ロ 介護保険法第十九条第一項 に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法第十九条第二項 に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

旅行業登録制度の概要

1 旅行業の登録

旅行業法では ①報酬を得て ②旅行業務を取り扱い ③事業として行う者は、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められています。

※旅行業務とは……運送・宿泊サービスの代理・媒介等を行うこと

該当しないもの：運送・宿泊以外のサービスのみを旅行者に提供するもの
(プレイガイド、ガイド等)

運送事業者が行う日帰旅行

運送機関の代理人として発券する業務のみを行う場合

(航空運送代理店、バス等回数券販売所) など

2 旅行業の種類

・第1種旅行業……海外・国内の募集型企画旅行、受注型企画旅行、海外・国内の手配旅行、他社代売を実施するもの

・第2種旅行業……国内の募集型企画旅行、受注型企画旅行、海外・国内の手配、他社代売を実施するもの

・第3種旅行業……国内の募集型企画旅行(区域限定かつ当日払)、受注型企画旅行、海外国内の手配・他社代売を実施するもの

・旅行業者代理業……契約する旅行業者(1社)を代理して、旅行業務を実施するもの

※募集型企画旅行……旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ旅行の計画を作成するもの

受注型企画旅行……旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの

3 基準資産

旅行業(旅行業者代理業は除く)を登録(更新・変更登録を含む)するものは基準資産が必要

第1種旅行業……3,000万円

第2種旅行業……700万円

第3種旅行業……300万円

※基準資産＝資産合計－(負債合計＋不良資産)－営業保証金又は弁済業務保証金分担金

この計算で基準資産が満たない場合は、増資等の処置をとるか、資産又は負債の評価額が貸借対照表の価額と異なることが明確なときは、再評価額をもって計算(例：不動産等)

4 営業保証金・弁済業務保証金分担金

旅行業(旅行業者代理業は除く)を新規に登録した場合、登録通知を受けた日から14日以内に法務局に営業保証金を供託しなければならない。

ただし、(社)日本旅行業協会又は(社)全国旅行業協会の入会承認を得ている場合は弁済業務保証金分担金を協会に納付することにより、営業保証金供託は不要となる。

営業保証金の額

第1種旅行業……7,000万円～

第2種旅行業……1,100万円～

第3種旅行業……300万円～

} すべて最低額、取引見込額に応じてスライド

※弁済業務保証金分担金の額は、営業保証金の5分の1の額となること。

5 旅行業務取扱管理者

旅行業(旅行業者代理業を含む)を登録する者は、営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格を有する者を選任しなければならない。

第1種旅行業	総合旅行業務取扱管理者
第2種旅行業	海外旅行業務(手配・代売)を行う場合は、総合旅行業務取扱管理者 国内旅行業務のみの場合は、国内旅行業務取扱管理者
第3種旅行業	
旅行業者代理業	

6 旅行業の有効期間

旅行業（旅行業者代理業を除く）の有効期間は5年とし、有効期間満了日の2ヵ月前までに、更新登録の手続きが必要

7 登録に必要な申請書類

(1) 旅行業の新規登録申請書類

- ①登録申請書(1) (営業所が複数ある場合は申請書(2)を添付)
- ②定款または寄付行為(法人の場合)
- ③登記事項証明書(個人の場合は住民票)
- ④役員の欠落事由に該当しない旨の宣誓書 (個人の場合は本人のみ)
- ⑤旅行業務に係る事業の計画
- ⑥旅行業務に係る事業の概要
- ⑦最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(個人の場合は財産に関する調書)及び資産負債の明細(確定申告書の写し等)
- ⑧旅行業務取扱管理者
選任一覧表、合格証または認定証の写し、履歴書、欠落事由に該当しない旨の宣誓書
- ⑨事故処理体制表
- ⑩旅行業約款
(⑪旅行業協会に加入する場合は入会承認書)

(2) 旅行業の更新登録申請書類

上記(1)の①～⑨の書類

- ⑩営業保証金供託書または弁済業務保証金分担金納付書の写し

(3) 旅行業者代理業

上記(1)の①～⑥及び⑧の書類及び代理業契約書の写し

8 登録行政庁(申請書提出先)

- ・第1種旅行業……… 国土交通省(運輸局経由)
- ・第2種旅行業……… 都道府県知事
- ・第3種旅行業……… 都道府県知事
- ・旅行業者代理業…… 都道府県知事

9 登録申請にあたって

- ・申請書及び記入要領は日本旅行業協会北海道支部又は全国旅行業協会北海道支部で販売しています。

(社)日本旅行業協会北海道支部

札幌市中央区北2条西2丁目 加森ビル7階 TEL 011-251-0558
FAX 011-251-4073

(社)全国旅行業協会北海道支部

札幌市中央区北1条西5丁目 北一条ビル7階 TEL 011-241-4089
FAX 011-232-2598

- ・北海道に主たる営業所を置く第2種・第3種・旅行業者代理業の申請書提出先は
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部観光のくにづくり推進局主査(旅行業)
TEL 011-231-4111(内線26-569) FAX 011-232-4120

道路・河川に係る権限委譲について

1 道路の管理権限の市町村への委譲について

- ・ 国道の一部及び道道の管理については、道路法第17条第1項の規定により、政令指定都市の区域内については、当該指定都市が行うものとされているほか、その他の市については、第17条第2項により、道の協議を経て、市の区域内にある国道の一部及び道道の管理を行うことができるとされている。
- ・ しかし、町村については、現行法では、国道・道道の管理について、歩道の新設等を除き、その管理の移譲を受けることはできない。
- ・ 本道においては、特に冬期間の除・排雪など、国道・道道・市町村道の連携による道路管理が重要であることから、「道道の管理権限の町村への移譲」として、第3回道州制特区提案において提案を国へ行ったところ。(平成20年10月)

町や村が主体となって、幹線道路である道道と生活道路である町村道とを一体的に管理ができるよう、道路法第17条第2項を改正し、都道府県の管理の特例を町村についても適用し、道道の管理を町村においても行えるようにする。

- ・ 国においても、地方分権改革推進委員会の第1次勧告(平成20年5月)を受けた政府の対処方針である地方分権改革推進要綱(平成20年6月)において、「町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする」とこととされている。
- ・ こうしたことから、道からの道州制特区提案については、

地方分権改革推進要綱に基づき、町村による都道府県道の管理のあり方について引き続き検討を行った上で、平成21年度中に策定予定の地方分権改革推進計画において、権限移譲の具体的な内容等を明らかにすることを予定。

との国の対応方針が平成21年3月に示されている。

- ・ なお、国では、本年夏に取りまとめる予定の地域主権戦略大綱(仮称)及び地域主権推進一括法(第2次)において、町村が都道府県道の管理を行うことができるよう法改正を行う予定とのこと。

2 河川の管理権限の市町村への委譲について

- ・ 河川の管理については、河川法により、一級河川の指定区間外区間は国が、一級河川の指定区間及び二級河川は都道府県が、それぞれ管理を行っている。
- ・ 一級河川及び二級河川のうち、政令指定都市の区域内にある区間の管理は、当該指定都市が行うことができるとされているが、その他の市町村が管理を行うことはできない。(市町村は、一級河川及び二級河川以外の河川(準用河川など)を管理する)
- ・ なお、河川の管理権限に関して、国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告(平成20年5月)においては、「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、原則として都道府県に移管する」と勧告している。

■道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

（以下、略）

（都道府県道の管理）

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（管理の特例）

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

■河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

（二級河川）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

（河川管理者）

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

- 2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。
- 3 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

（二級河川の管理）

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

道 道 管 理 権 限 の 町 村 へ の 移 譲

現
状

- ・ 道路法第17条第2項では、指定市以外の市については、道と協議の上、同意を得ることにより道道の管理を行うことが出来るが、町村については、規定がないため不可
- ・ 同一地域内で管理者の違う道路があった場合、その管理者の管理状態によって道路状況が大きく違うことがある。
- ・ また、管理者が違うことにより除雪の苦情窓口が住民にわかりにくいなどの問題もある。

課
題

- ・ 北海道の場合、特に冬期間の除・排雪を迅速かつ的確に行い、交通を確保することが道路管理において重要であり、国道・道道・市町村道のそれぞれの連携による迅速な対応が求められているところ。
- ・ 北海道においては、平成19年度から奈井江町・浦臼町において道道の維持の部分的及び除雪の委託を行っているが、両町は更なる行政サービスの向上を目指し、管理権限の移譲を求めているところ。

目指すすがた

道道管理権限の町村への移譲

	国道	道道
指定都市	可(§17①) 道との協議不要	可(§17①) 道との協議不要
指定都市以外の市	可(§17②) 道との協議要 (道が管理することとされているものに限る)	可(§17②) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可



道路法第17条第2項の規定を町村にも適用し、道道の管理を行うことが出来るようにする

幹線道路である道道と生活道路である町村道を町村が一体的に管理することにより、地域が主体となった地域による管理という地域主権の趣旨を確実に実現することが可能となる。

北海道からの道州制特区提案に係る対応について(案)

(第3次提案 平成20年10月8日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
3	道道管理権限の町村への移譲 (内容) 町村が主体となって道道と町村道を一体的に管理することができるよう、道道の管理を町村においても行なえるようにする。	国土交通省	地方分権改革推進要綱 (第1次)に基づき検討 の上、全国的に措置	・ 地方分権改革推進要綱(第1次)において、「町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする」とされており、 ・ 同要綱に基づき、町村による都道府県道の管理のあり方について引き続き検討を行った上で、平成21年度中に策定予定の地方分権改革推進計画において、事務移譲の具体的な内容等を明らかにすることを予定。

地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例について

1 ふるさと納税制度について

- ・ 平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する制度が創設された。
- ・ この制度は、全国のどこに居住している人でも、自分が住んでいる都道府県・市区町村に納めるべき住民税の一部を、出身地に限らず、自分が応援したい市町村・都道府県に納めることができるというもの。
- ・ 税額控除の額の例（目安）
給与収入700万円で夫婦子供2人のケース
寄附金額 3万円 → 控除される税額 2万5千円
" 5万円 → " 3万8千4百円
- ・ 寄附金の納付方法は、道においては、指定の金融機関での振込み、または現金書留で受領している。
- ・ 道では、いただいた寄附金は「北海道ふるさと寄附基金」に積み立て、地域活性化、環境保全などの事業に活用している。（H20 個人からの寄附金額 54件 4,660千円）

2 地方公共団体が私人に徴収・収納の事務を委託できる歳入について

- ・ 普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条により限定され、寄附金は委託できないものとなっている。
- ・ なお、平成15年度の税制改正に伴って、地方自治法施行令第158条の2が新設され、地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、いわゆる「コンビニ納税」が可能となった。
- ・ 北海道においても、平成19年度より、自動車税の収納事務を、道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。



キーワードで探す

検索

Google

ホームページの使い方

サイトマップ

文字を大きくするには

ホーム

観光

くらし・医療・福祉

環境・まちづくり

教育・文化

産業・経済

行政・政策・税

ホーム > 総務部 > 財政局 税務課 > 「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

前のページへ
もどる

「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

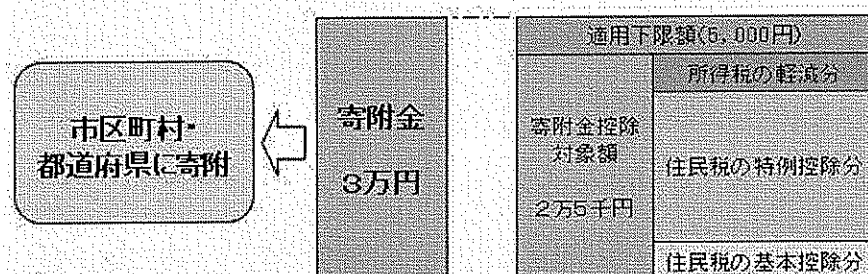
■制度の概要

- ・個人の方が、市区町村や都道府県に5,000円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5,000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。
- ・寄附対象は出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県に寄附した場合でも控除の対象となります。
- ・この制度による控除を受けようとする場合には、最寄りの税務署で確定申告をしてください。(所得税の軽減を受けない方は、市町村に対する簡易な申告(寄附金税額控除申告書)によることができます。)

■軽減額の計算例

◎給与収入700万円で夫婦子供2人のケース

- ・所得税の限界税率10%
- ・住民税所得割額 29万3,500円



区分	寄附金控除額	寄附金控除額の計算方法
所得税の軽減分	2,500円	寄附金控除対象額×所得税の限界税率
住民税の特例控除分	2万0,000円	寄附金控除対象額×(90%-所得税の限界税率)
住民税の基本控除分	2,500円	寄附金控除対象額×10%
寄附金控除額の合計	2万5,000円	—

※1 特例控除分の上限は、住民税所得割額の10%です。

※2 基本控除分の上限は、[総所得金額等の30%-5,000円]の10%です。

○控除額の計算の詳細は、こちらをご覧ください。

■税額の軽減額の具体例(家族構成、給与収入別)

◎この軽減額の表は、一定の社会保険料控除等が適用された場合の試算ですので、あくまで目安としてご利用ください。(※軽減額は、家族構成や収入額のほか、生命保険料控除などの額によっても異なります。)

区分		寄附金額	軽減される税額			自己負担額
家族構成	給与収入		所得税	住民税	合計額	
	年収 500万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	30,600円	35,100円	14,900円
		10万円	9,500円	35,600円	45,100円	54,900円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円

単身	年収 700万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	50,000円	69,000円	31,000円
	年収 1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	74,600円	93,600円	6,400円
		1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
夫婦のみ	年収 500万円	3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	27,300円	31,800円	18,200円
		10万円	9,500円	32,300円	41,800円	58,200円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 700万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	46,700円	65,700円	34,300円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 1,000万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	71,300円	90,300円	9,700円
		1万円	300円	4,700円	5,000円	5,000円
	年収 500万円	3万円	1,300円	16,100円	17,400円	12,600円
		5万円	2,300円	18,100円	20,400円	29,600円
		10万円	4,800円	23,100円	27,900円	72,100円
		1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
夫婦子2人 (子1人は 特定扶養)	年収 700万円	3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	33,900円	38,400円	11,600円
		10万円	9,500円	38,900円	48,400円	51,600円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	年収 1,000万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	63,500円	82,500円	17,500円

※所得税の軽減分については、寄附をした年分の所得税から控除されます。

※住民税の軽減分については、寄附をした年の翌年に課税される住民税から控除されます。(平成20年に寄附した場合は、平成21年度に課税される住民税から控除されます。)

■関係リンク

○[ふるさと北海道応援サイト\(北海道への寄附の情報\)](#)
(知事政策部政策審議局のページにリンクします。)

○[総務省のホームページ\(個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました\)](#)
(総務省のページにリンクします。)

■このページに関するお問い合わせは

○「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除に関すること
総務部財政局税務課
所在地: 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL: 011-204-5061 FAX: 011-232-3798
Mail: somu.zeimu1@pref.hokkaido.lg.jp

○北海道への「ふるさと納税」に関すること
総合政策部地域づくり支援局
所在地: 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL: 011-204-5148 FAX: 011-232-1053
Mail: sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp



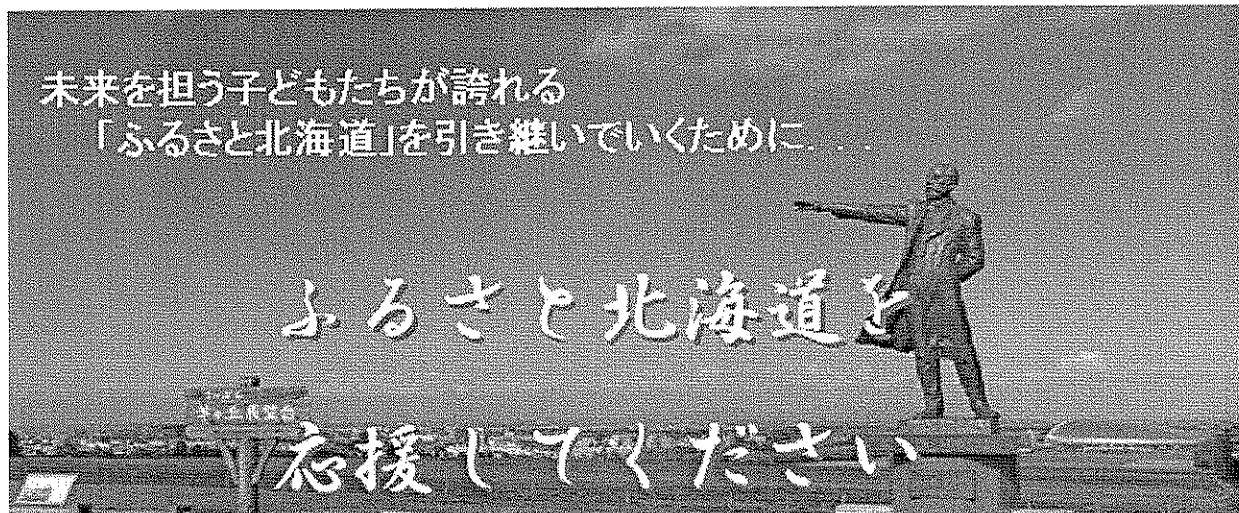
キーワードで探す 検索 Google [?ホームページの使い方](#) [?サイトマップ](#) [文字を大きくするには](#)

[ホーム](#) [観光](#) [くらし・医療・福祉](#) [環境・まちづくり](#) [教育・文化](#) [産業・経済](#) [行政・政策・税](#)

[ホーム](#) > [総合政策部](#) > [政策審議局](#) > [ふるさと北海道応援サイト\(総合政策部地域づくり支援局\)](#)

[分類: [行政・政策・税](#) > [北海道の総合政策](#) | [行政・政策・税](#) > [税金](#) | [行政・政策・税](#) > [市町村・地域振興](#)]

[前のページへ
もどる](#)



北海道では、「北海道洞爺湖サミット」の開催を契機に、人と自然とが共生する地域づくり、住む人にも訪れる人にも優しい地域づくりをめざしています。

夢・希望が持続する北海道の未来づくりに向けて、ふるさと納税制度を活用し、環境の保全や人材の育成、さらには食と観光のブランド化の推進など、北海道ならではの取組を積極的に進めて参ります。

一人でも多くの皆様のご支援をお待ちしております。

新着情報

- H21.7.22 [道内市町村のふるさと納税情報へのリンクを更新しました。](#)
- H21.5.14 [平成20年度実績報告書「ふるさと北海道を応援していただいた皆様へ」を掲載しました。](#)
- H20.11.14 [北海道東京事務所1階の市町村情報コーナー内にふるさと納税PRコーナーを設置しました。](#)
- H20.10.17 [\(社\)北海道倶楽部では「ふるさと北海道応援大使館員」を募集し、ふるさと納税制度による寄附を呼びかける取組を行っています。](#)
- H20.7.29 [\(社\)北海道倶楽部の岡村進副理事長に、「ふるさと北海道応援大使」に就任いただきました。今後、大使には、「ふるさと北海道」のPRやふるさと納税制度を通じた寄附の呼びかけを行っていただく予定です。](#)
- H20.7.25 [エア・ドゥ 北海道国際航空株式会社様のご協力により、北海道へのふるさと納税PRリーフレットを、羽田空港\(エア・ドゥ便のボーディング・ブリッジ内\)に設置していただくこととなりました。](#)

寄附金の活用方法

皆様からいただいた寄附金は、未来を担う子どもたちに「明るい夢のある北海道」を引き継いでいくため、「ほっかいどうの未来づくり」をテーマとした取組に有効に活用させていただきます。

● 活用事例

- ・ 道民との協働の視点に立った、環境保全の取組を加速
- ・ 子どもたちの環境問題に対する意識の啓発
- ・ 北海道らしい「ふるさとの味」の継承、「新しい食づくり」の推進
- ・ 通過型から体験・滞在型へ、北海道を満喫できる観光の魅力づくり など

● 活用実績

- ・平成20年度実績報告書「ふるさと北海道を応援していただいた皆様へ」

寄附金をお寄せいただく方法

● 申込手順

- 1 まず最初に、次のいずれかの方法で「寄附申出書」をお送りください。

方法1 : 電子申請による申込み → 電子申請へ

- ・北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を利用した申込みとなります。
- (電子署名などの認証手続きは必要ありませんので、どなたでもご利用いただけます。)
- ・携帯電話からのお申し込みも可能となっております。
- 右記のQRコードからアクセスをお願いします。
- (QRコードという名称は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



方法2 : 電子メール、FAX、郵送による申込み → Word形式 PDF形式

- ・「寄附申出書」の様式をダウンロードし、電子メール、FAX、郵送のいずれかの方法でご提出ください。

電子メールの場合	sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
FAXの場合	011-232-1053
郵送の場合	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部地域づくり支援局「ふるさと納税」担当

- 2 確認のため、こちらから受付の旨の連絡(電話)をさせていただきます。

- 3 お申込みの際に選択された方法により、ご入金をお願いいたします。

● 納付書払いを選択された場合

後日、こちらから郵送させていただく納付書により、所定の金融機関からお振込ください。
(所定の金融機関からのお振り込みには、手数料はかかりません。)

● 現金書留払いを選択された場合

申出書の受領後、北海道から確認の連絡をいたしますので、その後、下記の申込窓口あてご郵送ください。

(申し訳ありませんが、郵送料等についてはご負担ください。)

※ ご注意: この寄附金は、皆様の「ふるさと北海道」への想いを形にさせていただくための取組です。「ふるさと納税」をか
たった寄附金の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。(北海道から口座振込をお願いすることはありません。)
ご不明な点がある場合は、直接現金等を振り込まず、まず下記の窓口までお問い合わせください。

ふるさと納税制度の概要について

- ・ 個人の方が都道府県、市区町村に寄附を行った場合、個人住民税の寄附金控除と所得税の寄附金控除が適用となり、寄附した額から適用下限額の5,000円を差し引いた額が、個人住民税と所得税の合計額から控除される制度(ふるさと納税制度)がスタートしました。
(個人住民税の特例控除分の上限は、個人住民税所得割額の10%の額です。)
- ・ この制度は、平成20年1月1日以降の寄附金から適用されます。
- ・ 寄附金の控除を受けようとする場合は、住所地の所管税務署に確定申告する必要があります。
ふるさと納税制度について(税務課のホームページにリンクします。)

道内市町村へのふるさと納税について

- ・ 道内の各市町村においても、それぞれ「ふるさと納税」の受付をしています。具体的な申込方法等については、それぞれの市町村へお問い合わせください。

道内各市町村のホームページへ

■ このページに関するお問い合わせは

総合政策部地域づくり支援局

北海道特定活動法人制度の創設について

1 法人格の成立

- ・ 法人については、民法第33条により「法律の規定によらなければ成立しない」とされている。

■民法第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

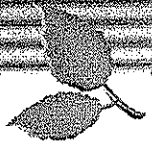
- 2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

2 公益法人制度

- ・ 社団法人、財団法人については、公益法人制度改革により、平成18年に成立した「一般社団・財団法人法」と「公益法人認定法」により、登記によって法人格を取得できる「一般社団・財団法人」と、そのうち公益事業を行うものとして民間有識者による委員会の意見に基づき公益性を認定された「公益社団・財団法人」とに分かれている。
- ・ 道においても、民間有識者による「北海道公益認定等審議会」を設置し、同審議会の諮問・答申を経て、公益法人の認定を行っている。

3 特定非営利活動法人（NPO 法人）制度

- ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）については、特定非営利活動促進法により、法人格を所得することが可能な団体の要件や、法人設立の手続き（内閣総理大臣または都道府県知事の認証）、税法上の特例措置などを定めている。
- ・ なお、税制面での優遇については、NPO 法人や公益法人は、法人税法に規定された収益事業のみに対して課税されることになる。
- ・ また、NPO 法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた団体は、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される「認定 NPO 法人」制度がある。



一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事(任期2年以内)は必置。理事(代表理事)は法人を代表し、業務を執行。
- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)の設置は任意(理事会、会計監査人を置く場合は監事必置)。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

- 9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上(定款で毎事業年度に2回以上とすることができる)、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人(任期1年)を置くことができる(負債200億円以上の法人(大規模法人)は必置)。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可(評議員も同じ)。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表(大規模法人は貸借対照表及び損益計算書)の公告(インターネットも可)が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 17 定款で基金制度の採用が可能。
- 18 社員による役員の責任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 5 評議員(任期4年、定款で6年まで伸長可)、評議員会、理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)は必置。
- 6 評議員の選解任方法は、定款で定める(理事、理事会による選解任の定めは不可)。
- 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

<その他>

- 17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人

申請

内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている

申請

都道府県知事

左記以外の場合

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等

諮問

答申

☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる（新法施行までに所要の措置）

☆認定を受けると、守らなければならないことがあります。

遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し

諮問

答申

- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
- 必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与

↓
1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与

- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会(国)／合議制の機関(都道府県)

特定非営利活動促進法 (NPO法) のあらまし

法の目的

近年、文化や福祉、環境保全、国際交流、まちづくりなど様々な分野において社会的な課題に自主的・主体的に取り組む民間の非営利組織、いわゆるNPOの活動が活発になってきています。少子・高齢化の進行や、環境問題の拡大など社会の抱える問題も多岐にわたっており、様々な課題にきめ細かく対応し、地域の活力を生み出し豊かな社会を創造していくためには、こうした団体の活動が今後、重要な役割を果たしていくものと思われます。

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものです。

法人格取得に伴うメリット

・銀行口座の開設、事務所の賃借、不動産の登記、電話の設置などの法律行為を行う場合、団体(法人)の名で行うことが可能となります。

法人格がない団体においては、様々な契約や登記を、代表者等の個人の名義で行う必要がありました。このため、名義人に対して課税がされたり、名義人が死亡した場合の相続の処理が難しくなったりといった問題が起きることがありました。団体がこの法律に基づいて法人格を取得すれば、そのような問題がなくなり、代表者と団体の法律上の責任が明確に区分されることになります。

法人格取得に伴う義務

○法人の運営や活動についての情報公開

NPO法人は、毎事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿等の書類を所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置いて利害関係人に閲覧させなければなりません。これらの書類は所轄庁においても一般に公開されます。

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することにより市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきであるとの考えに基づくものです。

○納税

NPO法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明します。国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された収益事業からの所得に対しては、課税されることになります。

地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

○その他の事業の区分経理

NPO法人は、特定非営利活動に係わる事業に支障がない範囲で、特定非営利活動に係わる事業以外の事業(収益を目的とした事業や、構成員相互の利益を図る共益的事業などのことです。ただし、特定の私益を目的とした事業は除きます。)を行うことができます。

その他の事業で収益が生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、特定非営利活動に係わる事業から区分して経理しなければなりません。

○法に沿った法人運営

年1回の社員総会開催、役員変更・定款変更時の所轄庁への届出・認証申請、会計の原則に従った会計処理、役員や毎事業年度終了後の資産の総額の変更登記などがあります。

NPO法を含め民法等、他の法令の規定に従う必要があります。

○残余財産の帰属先の制限

NPO法人が解散した場合の残余財産は、他のNPO法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国又は地方公共団体のいずれかに帰属させる必要があり、個人には分配されません。

特定非営利活動法人（NPO法人）になるには

■対象となる団体（法第2条、第12条）

この法律により法人格を取得することが可能な団体は、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次の要件を満たす団体です。

- ① 営利を目的としないものであること。
- ② 社員（社員総会で議決権を有する者）の資格の得喪に関して、不当な条件をつけないこと。
- ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと。暴力団又は暴力団の構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 10人以上の社員（社員総会で議決権を有する者）がいること。

■特定非営利活動とは（法第2条）

次の①と②のいずれにもあてはまる活動をいいます。

① 法の別表に掲げる活動に該当する活動

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 2 社会教育の推進を図る活動 | 11 子どもの健全育成を図る活動 |
| 3 まちづくりの推進を図る活動 | 12 情報化社会の発展を図る活動 |
| 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 13 科学技術の振興を図る活動 |
| 5 環境の保全を図る活動 | 14 経済活動の活性化を図る活動 |
| 6 災害救援活動 | 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 7 地域安全活動 | 16 消費者の保護を図る活動 |
| 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 9 国際協力の活動 | |

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

法人の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることをいいます。

構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動ではありません。

■法人設立の認証申請（法第10条）

所定の申請書に、法に定める必要書類を添付して、所轄庁に提出します。

北海道内のみに事務所を置く場合、所轄庁は北海道知事となり、提出先は道庁生活振興課または各支庁環境生活課です。事前相談にも応じています。（事務所の所在地が2以上の都道府県にまたがる場合、所轄庁は内閣総理大臣となり、提出先は内閣府です。）

■設立認証申請書に添付する書類（法第10条）

- 1 定款（3部）
- 2 役員名簿及び各役員の報酬の有無を記載した名簿（3部）
- 3 各役員の誓約書及び就任承諾書の謄本（各1部）
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面（各1部）
- 5 社員のうち10人以上の者の名簿（1部）
- 6 確認書（1部）
- 7 設立趣旨書（3部）
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部）
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（3部）
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書（3部）

※法改正に伴い、平成15年5月から申請書類が簡素化されました。

〈省略された書類〉

設立者名簿、設立当初の財産目録、設立当初の事業年度を記載した書面

〈統合された書類〉

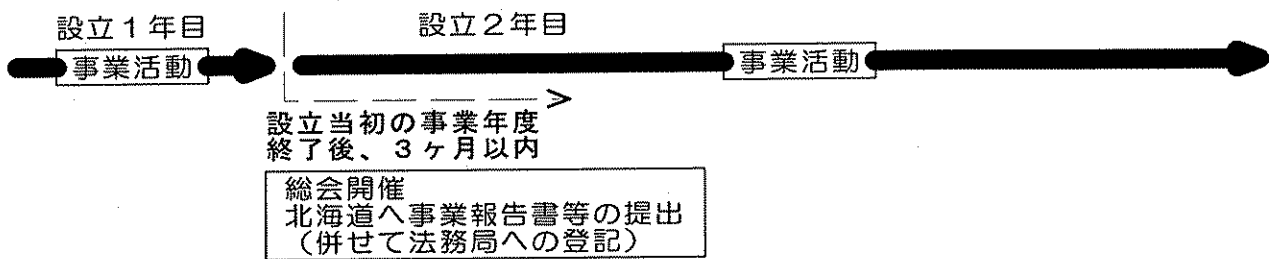
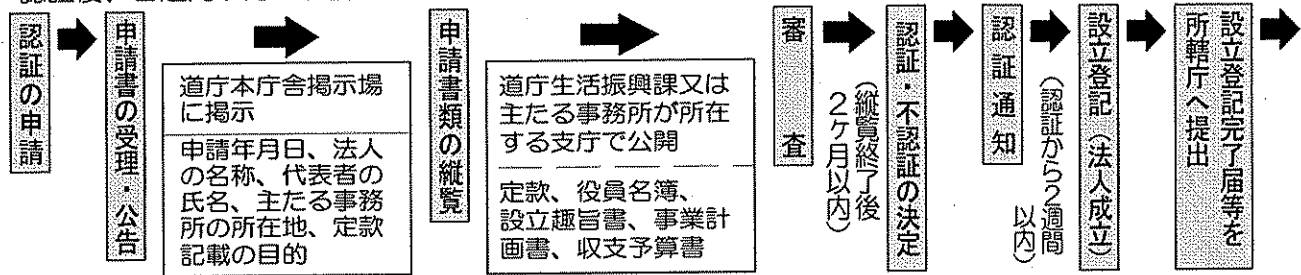
役員名簿及び報酬を受ける役員名簿、各役員の就任承諾書及び宣誓書の謄本

●申請様式は、ホームページからダウンロードが可能です。

<http://frompref.hokkaido.jp/dc/> （組織別検索－環境生活部－生活振興課）

■法人成立までの流れ（法第7条、第10条～第13条）

申請を受理後、定款等を2か月間縦覧し、縦覧期間を含め4か月以内に認証・不認証の決定をします。認証後、2週間以内に法務局において設立登記を行うことで、法人として成立します。



※事業報告書の提出が3年間ない場合、所轄庁は認証を取り消すことができます。

所轄庁による監督（法第41条～第43条）

NPO法においては、NPO法人に対する監督においても行政の関与を極力抑制し、情報公開を通じて広く市民の監督下におき、市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づくNPO法人の自浄作用による是正を期待しています。

しかし、必ずしもこのような措置だけでは解決できない事態も予想されることから、最後の是正手段として、必要最小限度の所轄庁による監督規定が設けられています。

所轄庁は、NPO法人が法令等に違反した疑いがある場合には、業務や財産の状況を報告させたり、事務所に立ち入って帳簿、書類を検査できます。また、問題がある場合には期限を定めて改善命令を出すことができ、改善命令に従わない場合は認証を取り消すことができます。

NPO法人制度に関するQ & A

Q1. 「非営利活動」とは無償活動のことですか？

A1. 「非営利」というのは、剰余利益を構成員に分配しないことを意味します。有償サービスを提供するなど、活動に対する対価をもらうことは差し支えありません。
なお、配当や拠出金の還元を前提とする「出資金」という方法で資金を集めることはできません。

Q2. 活動の分野が限定されているのは何故ですか？

A2. NPO法は非営利公益法人に関する一般法である民法34条の特別法という位置づけであることから、民法第34条が対象とする範囲よりも何らかの形で狭くなるように限定することで棲み分けを図る必要があるとされ、単なる例示ではなく、限定的に列挙されました。

Q3. NPO法人の設立には、最低何人必要ですか？

A3. NPO法では、①10人以上の社員（法人の最高意思決定機関である社員総会に出席し議決権を行使する者）を有すること（法第12条）、②役員として、理事3人以上、監事1人以上をおくこと（法第15条）とされています。社員が役員を兼ねることは差し支えありません。役員には、欠格事由（法第20条）や、親族の就任に関する制限（法第21条）があります。監事は、理事又は職員を兼ねることができません（法第19条）。

Q4. NPO法人の設立には、どのくらいお金が必要ですか？

A4. 株式会社設立の資本金のような条件はなく、認証申請や設立登記の費用もかかりません。しかし、実際に組織を運営していく上である程度の費用は必要になります。NPO法人に対し行政からの補助・助成が必ずあるというわけではありません。なにがしかの資金を準備しておく方が良いでしょう。